

報道資料

第7回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の開催について

教育委員会では、令和2年度に策定した標記計画について、外部有識者及び教育関係者等で構成する「第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会」を設置し、専門的な見地から御意見を伺うこととしております。

つきましては、標記委員会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和5年（2023年）7月25日（火）午前10時から午前11時半まで（予定）

2 場 所

ホテル熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）

3 議 事（予定）

熊本県教育委員会の点検及び評価（令和4年度対象）及び「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の令和4年度の取組について

4 委員会の概要

- ・ 委員会の内容については、裏面の設置要項を御参照ください。
- ・ 委員会の構成については、別紙の委員名簿を御参照ください。

5 会議の傍聴

【受付場所】ホテル熊本テルサ3階たい樹前

【受付時間】午前9時半から午前9時50分まで

- ・ 傍聴の定員は5名とし、傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。
- ・ 当該会議では、会場内に報道関係者の席を設けることとしております。
- ・ 会議中は、係員の指示に従ってください。

【お問い合わせ先】

熊本県教育庁教育政策課

担当：政策班 松下、金子

直通電話番号 096-333-2699 内線 57049

第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 以下の各号に掲げる事項を行うため、第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき策定する第3期熊本県教育振興基本計画（以下「計画」という。）について、専門的な立場から検討を行うこと
- (2) 第2期熊本県教育振興基本計画の成果と課題に関する検証を行うこと
- (3) 第3期熊本県教育振興基本計画の進捗状況に関する検証を行うこと
- (4) 計画の変更に関する検討を行うこと
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき意見を述べること

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他教育に関する分野における実践的知識を有する者

3 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

4 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を主宰する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任承諾の日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

2 前項の規定によることが困難である場合は、前項に定める期間の範囲内で別に定めることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員長が必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、関係者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、事務局を教育庁教育政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年（2019年）9月6日から施行する。

第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会 委員名簿

No.	ふりがな 氏名	所属団体名	備考
1	いいむら いちろう 飯村 伊智郎	熊本県立大学総合管理学部 教授	
2	たなか まさと 田中 万里	熊本県PTA連合会 会長	
3	つつみ じゅんこ 堤 純子	織月酒造株式会社 代表取締役社長	
4	でがわ りさこ 出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部 教授	
5	とみた ゆい 富田 由衣	株式会社富坂建設 代表取締役副社長	
6	ふくい かずき 福井 一基	株式会社熊本日日新聞社編集局地域報道本部 社会担当部次長兼論説委員	
7	ほしかわ たかし 干川 隆	熊本大学大学院教育学研究科 教授	副委員長
8	やはた ひでゆき 八幡 英幸	熊本大学大学院教育学研究科 教授	委員長
9	よしだ みつこ 吉田 ミツ子	熊本県公立高等学校PTA連合会 理事	

※五十音順、敬称略